平成２２年（フ）第１６２０号
福岡市早良区星の原団地32番313号
債務者　竹内　梨絵
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３２号
福岡市東区城浜団地43番406号
債務者　秋吉亜希子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３８号
福岡県筑紫野市大字立明寺51番地２
債務者　高原　一宏
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３９号
福岡市東区社領２丁目３番２号
債務者　森　　敦嗣
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５８号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目13番地６
ジャルダンソレール北A105号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６４号
福岡市早良区百道浜１丁目３番13―406号
債務者　橋本久仁子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７８号
福岡市東区東浜１丁目４番27号
債務者　三原　　亮
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７９号
福岡市東区東浜１丁目４番27号
債務者　三原　武子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８６号
福岡市東区松島２丁目３番34号
債務者　藤谷千枝子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７５号
福岡市博多区諸岡５丁目８番16号
債務者　鬼塚伸一郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７号
福岡県久留米市東合川１丁目６番10号ヤマダビル701号
債務者　松尾　祐一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６９号
福岡県久留米市三潴町高三潴1325番地14
債務者　高田　世津
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７２号
福岡県大牟田市中白川町３丁目220番地　白川市営住宅62号
債務者　倉門　直行
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市錦江町１番44号
債務者　髙附　明和
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４―1412号
債務者　三浦　利之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７２号
北海道苫小牧市緑町１丁目20番24―301号
債務者　豊原　圭介
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４号
秋田県能代市西通町６番３号
債務者　山本　茂人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８２号
長野県諏訪郡下諏訪町1686番地３
債務者　宮地　美香
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部